

長野県石油商業組合理事長 様

長野県産業労働部長

是正報告書 兼 改善計画書に記載された取組の着実な実施について（通知）

令和 8 年 5 月 26 日に貴組合から本県に提出された是正報告書 兼 改善計画書に基づき、同年 9 月 1 日に貴組合が提出した改善計画実施状況報告（以下、第 1 回報告という。）は、改善に向けた取組の幾つかで着手が確認できる一方、具体的な改善措置の実施に至っていない項目も多く、取組の着実な実施と一層の改善を進めていくことが必要です。

つきましては、次回報告に向け、下記について重点的に取り組むとともに、業務改善命令の趣旨を十分に踏まえ、組合全体のガバナンスの確立、コンプライアンスの徹底及び再発防止を着実に進めてください。

記

1 次回報告に向けて重点的な取組を求める事項

- （1） 第 1 回報告において、未完了となっている項目の着実な実行と、総代会の議決を要しない事項の前倒し実施
- （2） 完了又は着手済みの項目について、再発防止の観点から取組を継続するとともに、適切な効果検証及び不断の改善を行うこと
- （3） 改善計画の実施状況について、ホームページへの掲載に留まらず、必要に応じて会見を行うなど、積極的かつ真摯に公表すること

2 第 2 回 改善計画実施状況報告について

- （1） 令和 8 年（2026 年）12 月 1 日（火）までに、文書にて長野県産業労働部産業政策課あて提出してください。以降、3 か月ごと提出をお願いします。
- （2） 県に提出する報告は、中小企業等協同組合法第 74 条第 1 項第 1 号により貴組合への指導を行う長野県中小企業団体中央会あてにも提出してください。

産業政策課 団体・サービス産業振興係 (担当) 久宝 電話 026-235-7191 (直通) FAX 026-235-7496 E-mail sansei@pref.nagano.lg.jp
--